

●補助対象地域

■木場潟流域内地域■

本江町	蓮代寺町	三谷町	東山町
白山田町（一部）	小山田町	牧口町	今江町（一部）
吉竹町（一部）	千木野町	戸津町（一部）	

水質汚濁防止法第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水重点地域であって、この補助金の申請時から 7 年以上公共下水道の整備が見込まれない地域

■柴山潟流域内地域■

佐美町一部	浜佐美町	滝ヶ原町	菩提町
額見町	矢田野町（一部）	二ツ梨町（一部）	矢田町
矢田新町	春日町（一部）	松生町（一部）	養輪町（一部）
扇原町	月津町（一部）		

水質汚濁防止法第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水重点地域であって、この補助金の申請時から 7 年以上公共下水道の整備が見込まれない地域

◇木場潟流域外地域◇

金屋町	麻島町	池城町	尾小屋町
尾小屋町長原	尾小屋町二ツ屋	西俣町	西俣町滝上
西俣町鳥越	西俣町茗荷谷	新保町	花立町
丸山町	大杉上町	大杉中町	大杉本町
下大杉町	拓栄町	中ノ峠町	嵐町
西荒谷町	日用町	鶺鴒川町	里川町
草野町	安宅新町	八幡（一部）	

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項および第 25 条の 11 第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「公共下水道区域」という。）以外の地域

市単独補助対象地域

■木場潟・柴山潟流域外地域■

上八里町	立明寺町	遊泉寺町	下牧町（一部）
白江町（一部）	佐々木町	漆町	八幡（一部）
若杉町（一部）	鹿町（一部）	吉竹町（一部）	

公共下水道区域にあつて、この補助金の申請時から 7 年以上公共下水道の整備が見込まれない地域

(注) この表における補助対象地域は、次に掲げる地域を除く地域である。ただし、汚水整備主管課と協議を行い、個別処理が有利として判断された地域は、補助対象とすることができる。

- 1 下水道法の規定により計画地域及びその予定地域（木場潟流域及び柴山潟流域の指定地域を除く。）
- 2 農業集落排水事業の予定地域
- 3 コミュニティ・プラント整備事業の予定地域

●合併処理浄化槽設置補助額（補助対象限度額）

	人槽区分	基準額の積算内訳	
		単独補助事業分	国庫補助事業分(限度額)
浄 化 槽	5 人 槽	浄化槽設置に要する費用の 6割相当額のうち国庫補助 事業分を除した金額	390 千円／基
	6～7人槽		474 千円／基
	8～10人槽		660 千円／基
	11～20人槽		1,002 千円／基
	21～30人槽		1,545 千円／基
	31～50人槽		2,129 千円／基

※ 補助対象額は、国庫補助事業分に単独補助事業分を加えた額とする。

単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の処分補助額（補助対象限度額）

国庫補助事業分(限度額)
120 千円／基

既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を処分する費用（清掃，消毒，汚泥処理，撤去（掘り起こし）等に係る費用をいう。）及び処理する費用（収集運搬，中間処理及び最終処分等に係る費用をいう。）をいう。

宅内配管工事の補助額（補助対象限度額）

補 助 対 象	国庫補助事業分(限度額)
単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に係る浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事	300 千円